

広島県産業集積促進助成要綱の特例措置について

平成23年5月
商工労働局

1 趣 旨

東日本大震災の被災地及び電気使用制限の実施地域等(以下「被災地域等」という。)における企業等の活動を支援するため、企業立地促進助成制度「広島県産業集積促進助成要綱」(以下「要綱」という。)に特例措置を講じる。

2 特例措置の内容

震災の影響等により被災地域等から新たに広島県内に拠点を設ける企業及び被災地域等で実施又は計画していた事業を広島県内で展開する企業を対象に要綱の「先端・成長産業集積促進助成」の要件を緩和し、「被災企業等復興助成」を講じる。(平成24年3月までの時限措置)

【要件緩和の内容】

	先端・成長産業集積促進助成《現行》	被災企業復興助成《特例措置》
対象業種	環境・エネルギー産業等先端・成長分野	製造業、流通業、産業支援サービス業等
助成対象	建物・設備	建物・設備・土地
雇用要件	新規雇用者数10人以上	なし(中小企業※)

※ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号で定めるもの

【被災地域等の範囲】

災害救助法適用都県：青森県，岩手県，宮城県，福島県，茨城県，栃木県，千葉県，東京都
東京電力電気供給都県：神奈川県，埼玉県，群馬県，山梨県，静岡県，(茨城県，栃木県，千葉県，東京都)
東北電力電気供給都県：秋田県，山形県，新潟県，(青森県，岩手県，宮城県，福島県)
※ ()内は災害救助法の適用都県の再掲

【被災企業等復興助成の概要】

区 分	助成対象	対象地域	対象者の要件	助成額(算式)	限度額	
被災企業等復興助成《特例措置》	大企業	土地・建物・設備	県内全域	○製造業，流通業，産業支援サービス業等 ○新規雇用常用労働者10人以上	新規雇用労働者数 ①10人以上20人未満：5% ②20人以上30人未満：10% ③30人以上：15%	35億円
	中小企業	土地・建物・設備	県内全域	○製造業，流通業，産業支援サービス業等	新規雇用労働者数 ①0人以上10人未満：5% ②10人以上20人未満：10% ③20人以上：15%	35億円
《現行》 先端・成長産業集積促進助成	建物・設備	県内全域	○環境・エネルギー関連等の先端・成長分野に関する事業で，要綱に定めるもの ○新規雇用常用労働者10人以上	新規雇用労働者数 ①10人以上20人未満：5% ②20人以上30人未満：10% ③30人以上：15%	35億円	